

仙台市に最先端の「公文書管理条例」を

今年度の「予算等審査特別委員会」の議事録が「仙台市議会」のHPにアップされた。直接傍聴することは出来なかったのですが、読んでみたが、某議員が「公文書」の管理に関する問題に言及していたのが目にとまった。平成21年の7月には、「公文書等の管理に関する法律」が公布され、その34条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とも規定されている。これは重要な問題なのである。

例えば宮城県では、平成23年10月25日に開催された「第1回宮城県健康影響に関する有識者会議」に関する議事録の公開を市民が要求したところ、県は、「全委員合意の下、会議要旨のみを作成・公表することとしたので、会議録は作成せず、会議で使用したICレコーダーのデータは消去した」と回答してきている。この会議は原発事故による放射能汚染の影響に関して議論したものであり、県民の生命と健康に係わるものであるにも拘らず責任の所在を明確にする文書を残さない、などということは許されない。また上記の法律によるなら、そもそもICレコーダー自体が「行政文書」として取り扱われなければならないものである。

「予算等審査特別委員会」で発言した議員は、「行政文書、公文書というのは、市民の財産ではないか」と指摘しているが、まったくその通りである。「公文書等の管理に関する法律」についての解説書を読むと、情報開示請求制度のみならず、公文書の作成から廃棄、あるいは公文書館への移管、保存などのライフサイクル全体を通じた法整備が必要、とされている。仙台市でも「公文書管理条例」を制定する必要があるのだ。

しかし残念ながら、具体的にどのような「公文書管理条例」が望ましいか、という点にまで踏み込んだ議論は（この予算委員会では）なされていない。仙台市議会議員の方たちには、今後もこの問題について引き続き議論し、「条例」を制定していただきたい。上記の解説書には、地方自治体での先進的な取り組みについても書かれてあるので、それについてここで若干紹介してみよう。条例制定の一助となれば、幸いである。

熊本県宇土市の「文書管理条例」では、「公文書」の定義について、「行政機関の職員がその職務に用いることを目的として作成し、又は作成した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とされており、職務上作成した個人的メモも含まれる点で、「公文書」を「組織共用文書」に限定した国の法律よりも広く捉えている。上記の予算委員会での答弁でも、市は、行政文書を「職員が組織的に用いるもの」と発言しているので、情報公開を促進するためには、「公文書」についてより広く定義する必要がある。

さらに、北海道のニセコ町の「文書管理条例」では、第 3 条で「当該意思決定と同時に文書等を作成することが困難である場合は、事後に文書等を作成するものとする」とされ、「情報公開条例」の 13 条では、請求された文書が存在しない場合でも、新たに作成が可能であり、それを公開することが町の利益に資すると認められる場合には、事後的にでも文書を作成すべき、としている。これは画期的である。文書として存在していないのだから「ない袖は振れない」、などと言って済ますことは出来なくなるからである。上記の宮城県のケースなど、このような規定を含む条例があれば防げたことである。

他にも、市民生活に重大な影響を与える内容が検討された会議では発言者氏名まで記録された会議録を作成すること、とした大阪市の「説明責任を果たすための公文書作成指針」の例もある。先の宮城県のケースでも、公開された「会議要旨」は、誰がどのような発言をしたかわからないものであったが、このような条文があれば、そのような問題も起こらない。さらには、保存期間を過ぎた公文書を廃棄または移管する場合に、「行政文書管理委員会」の意見の聴取を義務付け、恣意的又は過誤による文書の廃棄を防ごうとしている熊本県の条例などもある。

以上のように、「公文書」の定義を国の法律よりも拡大する、事後的にでも公文書の作成を義務付ける、会議では発言者を特定できる資料を作成する、「公文書」を廃棄する際は第三者機関のチェックを経る、など優れた前例がすでにある。仙台市議会議員の皆さんには、これら先行する条例に学び、仙台市に最先端の「公文書管理条例」を制定するよう努力していただきたい。